

## 第 17 回 太宰府市まちづくり市民会議

平成 25 年 5 月 23 日（木） 19：00～21：00  
於 いきいき情報センター多目的会議室

1. 開会

2. 幹事会からの報告

3. 「協働」「コミュニティ」「自治」の意味と使い方について

4. 今後のスケジュールについて

5. 閉会

議会基本条例（素案）に対する説明会

6月15日 午後2時～午後4時 太宰府南コミュニティセンター 大会議室

午後6時～午後8時 いきいき情報センター209会議室

6月16日 午前10時～正午 文化ふれあい館 実習室

午後2時～午後4時 大佐野公民館

※いずれも30分前から受付

※参加される方のお住まいに関わらず、どの会場でも参加いただけます。

次回の開催予定

第18回開催日；平成25年6月27日（木）19時00分～於：いきいき情報センター多目的ホール

第19回開催日；平成25年7月25日（木）19時00分～於：いきいき情報センター多目的ホール

## 協働

### ■協働の定義

#### ●協働の要素

ア) 主体間関係：相互に自立し、自己責任を自覚  
それぞれが対等の関係にあること  
互いの存在を尊重し合うこと

イ) 共同関係：共通課題の解決、社会的目的の実現  
互いに連携・協力・協調すること  
より良い社会づくりに取り組むこと

○市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。(東京都多摩市)

○市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。(大阪府岸和田市)

○協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。(東京都文京区)

### ■新しい公共と協働

・旧い公共とは、行政が一元的に公益性を判断して公益を実現することをいうのに対して、新しい公共は、行政、企業、市民活動団体等が対等な立場で、多様な価値観に基づき、多角的に公益を企画・提供することをいう。

#### (東京都文京区)

(協働・協治)

第3条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

(対等な立場の尊重)

第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。

#### (三重県名張市)

第36条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

# コミュニティ

## ■コミュニティの定義

○市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。(東京都多摩市)

○村民がお互いに助け合い、育みあう心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいう。(新潟県関川村)

### ●コミュニティ組織の分類

ア) 地域コミュニティ：地域性と共同体感情を基盤とした組織・活動

イ) テーマコミュニティ：目的やミッションを共通にして、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする組織・活動

## ■地域コミュニティの例

### (新潟県関川村)

(コミュニティの役割)

第8条 村民は、むらづくりを多様に支えることができるコミュニティの役割を認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加するものとする。

(集落の役割)

第9条 村民は、長い歴史を持ち生活の基盤でもある集落の役割を認識し、活力ある集落づくりのために積極的に参加するものとする。

### (大阪府岸和田市)

(地区市民協議会)

第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。

2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

## ■テーマコミュニティの例

### (神奈川県愛川町)

(町民公益活動の定義)

第25条 前条に規定する「町民公益活動」とは、町民等の自主的かつ自立的に行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

### (東京都文京区)

(定義)

○ 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。

## 自治

### ■自治の定義

- 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。(長野県飯田市)
- 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。(三重県伊賀市)

### ■住民自治の原則

- ・住民自治とは、地域のことは市民の参加を得て、市民の意思に基づき、その責任において行うことをいう。そのためには、市民一人ひとりが主体であること、それぞれの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されることが必要である。
- ・住民自治の定義はさまざまであるが、その根本は、「個人を尊重し、相互平等を認め、自主性を尊重」(大分県九重町)することである。住民自治を詳しく規定したものとして、伊賀市の例がある。

#### (三重県伊賀市)

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

(住民自治に関する市の役割)

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

条例名	ニセコ町まちづくり基本条例（北海道）	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例（高知県）	筑紫野市市民自治基本条例（福岡県）	対馬市市民基本条例（長崎県）
定義		<p><b>（用語）</b>                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。                      (3) 協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。</p>	<p><b>（定義）</b>                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (6) 協働 市民等により構成された組織及び市が、まちづくりに向けて主体性を保ち、特性を生かしながら対等な立場で協力し合って活動することをいう。                      (9) 地域コミュニティ 小学校区域における自治会、町内会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て又は防犯等に関する機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。</p>	<p><b>（定義）</b>                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (6) 協働 市民、議会及び行政並びに市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p>
コミュニティ	<p><b>（コミュニティ）</b>                      第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。  <b>（コミュニティにおける町民の役割）</b>                      第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。  <b>（町とコミュニティのかかわり）</b>                      第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p><b>（コミュニティ計画の策定）</b>                      第15条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるため、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。</p>	<p><b>（地域コミュニティ活動の推進）</b>                      第21条 市民等は、地域コミュニティ活動を通じてお互いに助け合うとともに、地域の課題を共有し、その解決に向けて行動するよう努めるものとする。                      2 市は、まちづくりの重要な担い手である地域コミュニティの役割を認識し、自主的及び自立的な地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他の支援に努めなければならない。</p>	<p><b>（地域コミュニティ等の育成）</b>                      第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）及びNPO法人等がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。                      2 議会及び行政は、地域コミュニティ及びNPO法人等の自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。                      3 行政は、地域コミュニティ及びNPO法人等の活動を支援するため、必要な施策を講じなければならない。</p>
連携・協働	<p><b>（町外の人々との連携）</b>                      第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。  <b>（近隣自治体との連携）</b>                      第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。  <b>（広域連携）</b>                      第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。  <b>（国際交流及び連携）</b>                      第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>	<p><b>（連携）</b>                      第7条 市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。</p>	<p><b>（市民等の公益活動との連携）</b>                      第20条 市民等及び市は、相互理解及び信頼関係のもとに、協働のまちづくりを推進する。                      2 市は、協働のまちづくりを推進するに当たり、市民活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市は、市民活動の自主性を損なわないように配慮しなければならない。                      3 市は、公共的課題の解決及び公共的サービスの提供に市民等が果たしている公益活動の役割を尊重するとともに、その活動を促進するために適切な支援策を講じなければならない。                      4 市内において事業又は活動を行うものは、地域社会の一員として、市民活動及び協働のまちづくりに関して理解を深め、その推進に協力するよう努めなければならない。</p>	<p><b>（協働）</b>                      第28条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組まなければならない。                      2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。</p>

